

# 入院時食事療法（Ⅰ）に係る食事療養

当院では入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○一般の方	1食 490円
○難病患者、小児慢性特定疾患患者の方	1食 280円
○住民税非課税世帯の方	1食 230円
○住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食 180円
○住民税非課税世帯に所属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者の方	1食 110円